

長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿 第二層(一三三～二一七一+五七八〇+一二三二一簡)

五一廣場東漢簡牘研究會(飯田祥子・章瀟逸・角谷常子・藤本航輔・鷺尾祐子)

本稿は、長沙五一廣場東漢簡牘(以下、五一廣場簡と略稱する)第二層出土簡に對する譯注である。五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ(<https://gotinokai.jimdofree.com/>)上で發表してきた「長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿暫定版」(七)(八)に修正を加えたものである。

凡例

一、本譯注は長沙五一廣場東漢簡牘の簡牘整理序號、【釋文】、【訓讀】、【現代語譯】、【注】、【所見】からなる。ただし一部省略した項目もある。

二、簡番號は「一簡(①・1)」のように、「簡牘整理序號(原始出土編號)」で示す。原始出土編號は、二〇一〇年に長沙(Changsha)五一廣場(Wuyi Guangchang)の一號窖(Jiao)から出土したことを示す「2010CWJ1」と、窖の堆積層を示す①②③、整理過程で振られた算用數字からなるが、「2010CWJ1」は省略した。

三、【釋文】は原則として、長沙市文物考古研究所・清華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學嶽麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)』(中西書局、二〇一八年)「釋文」頁所載の釋文を底本とするが、圖版および圖版附載の釋文によって一部修正を加えている。底本の釋字を改めた場合は【注】に記

す。文字の配置は、『壹』圖版・釋文に基づき、できるだけ原簡の字配りを反映させている。底本と異なる記號は以下のとおりである。

斜體…別筆。

【一】…文例により釋文を補う。

【二】…原文における脱文を補う。

…レイアウトの都合で改行が生じる場合、簡文の連續を示すために挟む。

四、『壹』に圖版が掲載されていない簡、および圖版が掲載され墨跡は確認できるものの、釋讀不能の簡は示さない。

五、簡の排列は『壹』に従う。他簡との綴合により排列を變更する場合、簡番號の若いものに従い、【所見】で注記する。

六、【注】、【所見】で五一廣場簡を引用する際は「『壹』一」のように、原則的に「『收録書略稱』簡牘整理序號」で示し、原始出土編號は省略する。ただし、「簡報」および『選釋』收録簡については原始出土編號を併記する。

七、簡の大きさは『壹』「簡牘編號及尺寸對照表」によるが、『叁』「壹・貳輯簡牘編號及尺寸更新表」において訂正された簡はそれによっている。材質については『壹』同表「形制」欄に基づく

が、「竹簡」とあるものは「竹質」、「木兩行」「木牘」および「封檢」「楬」「函封」とあるものは「木質」と表記する。

引用資料

- 「簡報」…長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一廣場東漢簡牘發掘簡報」(『文物』二〇一三・一六)
- 「選釋」…長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』(中西書局、二〇一五年)
- 「壹」「貳」「叁」「肆」「伍」「陸」「柒」「捌」…長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)(貳)(叁)(肆)(伍)(陸)(柒)(捌)』(中西書局、二〇一八・二〇一九・二〇二〇・二〇二三年)
- 里耶秦簡…陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第一卷)』(武漢大學出版社、二〇一二年)
- 居延漢簡…舊簡・簡牘整理小組編『居延漢簡(叁)』(中央研究院歷史語言研究所、二〇一六年)、新簡・張德芳主編『居延新簡集釋(一・三・七)』(甘肅文化出版社、二〇一六年)
- 肩水金關漢簡…甘肅簡牘保護研究中心等編『肩水金關漢簡(貳)』(中西書局、二〇一二年)
- 地灣漢簡…甘肅簡牘博物館等編『地灣漢簡』(中西書局、二〇一七年)
- 走馬樓吳簡竹簡…長沙簡牘博物館等編『長沙走馬樓三國吳簡・竹簡(伍)』(文物出版社、二〇一八年)

引用文獻

- 中文
- 成 鵬 二〇一三「五一廣場東漢簡」…『傳入某月時』解(簡帛網二〇一三・一〇七・〇九)
- 宮宅潔 二〇一八「關於里耶秦簡⑧ 735-739 簡與⑧ 1564 簡的編聯」(簡帛網二〇一八・〇三・〇四)
- 李均明 二〇一九「長沙五一廣場東漢簡牘所見職務犯罪探究」(『鄭州大學學報(哲學社會科學版)』二〇一九・五)
- 凌文超 二〇二〇「黃蓋治縣…從吳簡看《吳書》中的縣政」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』九・一二)
- 王可卓 二〇二一「《長沙五一廣場東漢簡牘(壹)》釋文校訂一則」(簡帛網二〇

二〇二二・一五)

邢義田 二〇一「《太平經》對善惡報應的再肯定—承負說」(一九九二年初出。

「天下一家…皇帝・官僚與社會」(中華書局)

徐世虹 二〇一八「秦漢「鞠」文書讞識—以湖南益陽兔子山・長沙五一廣場出土

木牘爲中心」(『簡帛』一七)

楊小亮 二〇二二「五一廣場東漢簡牘冊書復原研究」(中西書局)

楊振紅 二〇二三「五一廣場簡牘豫言考實雷旦訴書佐張董索賄案假期書補論—兼

論「爰書」」(『史學集刊』二〇二三・一一)

嚴耕望 一九六一「中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度」(中央研究

院歷史語言研究所、一九六一年初版、一九九〇年三版)

周海鋒 二〇一八「《長沙五一廣場東漢簡牘【壹】》選讀」(簡帛網二〇一八・一二・

二六)

簡帛網…武漢大學簡帛研究中心 (<http://www.bsm.org.cn/>)

日文

『漢簡語彙』…京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙—中國古代木簡辭典』(岩波書店、二〇一五年)

飯田祥子 二〇二二「五一廣場東漢簡牘の上行文書に關する基礎的整理」(『漢字

文化研究』一二)

神塚淑子 一九九九「『太平經』の承負と太平の理論について」(一九八八年初

出。『六朝道教思想の研究』創文社)。

章 瀟逸 二〇二二「後漢中期官文書簡の基礎的研究—長沙五一廣場東漢簡牘を

中心に—」(京都大學大學院人間・環境學研究科『歷史文化社會論講座紀要』

一九)

章 瀟逸 二〇二三「漢代賊捕掾考」(京都大學大學院人間・環境學研究科『歷

史文化社會論講座紀要』二〇)

鷹取祐司 二〇二二「長沙五一廣場東漢簡牘・君教文書新考」(慶北大學校人文

アカデミー「東西人文』一五)

高村武幸 二〇一五「中國古代簡牘の分類について」『秦漢簡牘史料研究』(汲古

書院)

永田英正 一九九四『漢代石刻集成』(同朋舍出版)

譯注

1 111111簡 (②:30) 7.5 × 1.3cm 竹質

【釋文】

左賊史(1)□寶(2)□□□

【注】

(1)左賊史…左賊曹の史。「賊曹」は、中央の公府や縣廷におかれた諸曹の一つで、盜賊關係を擔當した。七簡【注】(1)参照。

(2)□・寶…二文字ともに人名か。官職のわかる「寶」は、史の陳寶(『叁』九八四)、賊捕掾の張寶(『伍』三四七六+三五二七+一八五〇+一八七一)、理訟史の寶(『選釋』四七(『③325-5-21』、『選釋』四九(『③325-4-43』)、左部游徼の寶(『柒』二六五〇)、嗇夫の劉寶(『柒』二九二四)がある。また『壹』二九八+二九九は「實・遷・寶・鮪」の連名であるが、「左賊史」の「遷」は『壹』四二七等にみえる。

【所見】

上端は完形である。冒頭が「左賊史某」からはじまる竹簡には、「左賊史脩白。中部督郵掾留事召北部賊捕掾黃碧・游」(『貳』七三七)、「左賊史昭・助史穆白。左尉書言追傷人者□眞未能得、小武亭部羅」(『肆』一二九八)等がある。曹史による白文書については、「鷹取二〇二二」参照。本簡も人名の後に「白」が續く可能性がある。

一三三四簡(②31) 16.9 × 3.0cm 木質

【釋文】

A面…

□□□也……□

之□廿一□今……□

B面…

□□□□

【所見】

『壹』釋文頁の按語は、焼痕があることを指摘する。木牘であることと、筆跡が草卒であることから、公文書ではないと思われる。

一三三七簡(②34) 23.0 × 3.1cm 木質

【釋文】

□武陵西陽(1)起(2)江夏 安陸(3)都鄉平里父母前 皆物故

□□(4)齋(5)與妻起動(6)

□宛等俱居(7)其縣都 亭部(8)與□人(?)等相比 近(9)各

□□以販魚鮓(10)行(11)

【訓讀】

……□、武陵西陽。起、江夏安陸都鄉平里。父母前に皆物故す。齋は妻の起・動・□・宛等と居を其の縣の都亭部に俱にし、□人(?)等と相比近し、各魚鮓を販るを以て、行……

【現代語譯】

……□は武陵郡西陽縣です。起は江夏郡安陸縣都鄉平里です。父母は以前にみな死去しています。齋は妻の起・動・□・宛等と住居を自分の縣の都亭部とともにし、□人(?)等とたがいになりあい、それぞれ魚鮓を販賣することを、行は……

【注】

(1)武陵西陽…武陵郡西陽縣。「武陵郡。(略)西陽」(『續漢書』郡國志四・荊州)。

(2)起…人名。「年正月不處日、起□人……得卅五」(『壹』一四〇)。

(3)江夏安陸…江夏郡安陸縣。「江夏郡。(略)安陸」(『續漢書』郡國志四・荊州)。

(4)物故…人の死。九七簡【注】(10)参照。

(5) 齋…人名。「齋辭皆曰」(『壹』一四二)、「□助齋、賣二日」(『壹』一四三)。

(6) 勳…人名。「左部賊捕掾崇等言。考實男子周勳不調(?) 賣鯿□出書」(『壹』一三八)。

(7) 俱居…住居をとにもにする。「同居」に同じか。九三簡【注】(4) 参照。

(8) 其縣都亭部…主語である「齋」の所屬する縣的都亭部。縣名や修飾語のつかない「縣」は、發信者の所屬する縣を指す。八一簡【注】(6) 参照。よって、「其」で修飾されている本記述は、發信者の所屬する縣ではないことを示唆する。「亭部」は、亭が管轄する範圍。四簡【注】(10) 参照。

(9) 比近…となりあう。八九簡【注】(6) 参照。

(10) 魚鯿…なれずし。「鯿、臧魚也(段玉裁注。釋名曰、鯿、菹也。以鹽米釀魚爲菹。孰而食之也。按古作鯿之法、令魚不朽壞(略))。南方謂之鯿、北方謂之鯿。一曰大魚爲鯿、小魚爲鯿」(『說文解字注』魚部)。

(11) 行…人名のようである。生業を説明する「以○○」には「爲事」が續く。九〇簡【注】(2) 参照。複数の人物それぞれの生業を説明する場合、途中に人名が入る例がある。一〇〇+一〇一+一〇二簡【注】(4) 参照。その場合、先立つ簡において「行」の所屬等を説明していたと考えられる。

【所見】

固有名詞の「起」「齋」「勳」が共通するため、『壹』一三八、『壹』一四〇、『壹』一四一、『壹』一四三は關聯する。一三七簡から一四三簡までが同一の冊書である可能性もあるが、表面の状態が悪く、筆跡の異同は判断できない。

個人の身元を説明する定型的表現によって書かれている。八九簡【所見】 参照。

一三八簡 (2:35) 22.8 × 3.1cm 木質

【釋文】

左部賊捕掾崇(1) 等言考實(2) 男子周勳不調(?) 賣鯿(3) □出(4) 書 得平(5)

子周勳不調(?) 賣鯿(3) □出(4) 書

【訓讀】

左部賊捕掾の崇等、言う。男子の周勳の賣りし鯿を調せず□出するを考實するの書。 得平

【現代語譯】

左部賊捕掾の崇等が報告する。男子の周勳が賣った鯿を調せず□出したことを調査した件の文書。 得平

【注】

(1) 左部賊捕掾崇…「左部賊捕掾殷崇」(『壹』一四二)のこと。「賊捕掾」は、賊を捕らえることをつかさどる屬吏。一二七簡【注】(1) 参照。

(2) 考實…調査する。一簡【注】(3) 参照。

(3) 鯿…「魚鯿」のこと。なれずし。一三七簡【注】(10) 参照。

(4) □出…□には玉偏がみえる。「□出」で一語だとすれば、「理出」という語がある。「太后比三日幸洛陽、錄囚徒、理出死罪三十六人」(『後漢書』皇后紀上・和熹鄧皇后)、「世・定・昌・匡、無他姦詐、請理出付部主者」(『貳』五四〇)。罪人を調べた上で獄から出す、という意味のようである。ただ、「□出」を「理出」とし、賊捕掾崇らが周勳を「理出」することを求めるのであれば、『壹』五四〇のように「請」字があるべきである。ひとまず□

出」のままで解釋しておく。

(5) 得平…未詳。「得」の字形は釋讀しがたいが、整理者が按語で指摘するように本文とは別筆である。『壹』三九二にもみえ、別筆で簡の中央に大きく書かれることが共通する。「徐世虹二〇一八」は『壹』三九二の「得平」について、あとで追加して書かれた評價の語であり、「平」は官吏の能力・素質をいう「平端」で、案件の事實認定等において違法行為がないことであろうとする。一方で、五一廣場簡には「不得平理」(『陸』二一八九)という表現があることから、「得平理」の可能性もある。「平理」は公平に裁く。冤罪を解消する。「新市人王匡・王鳳爲平理諍訟、遂推爲渠帥、眾數百人」(『後漢書』劉玄列傳)、「諸州常以八月巡行所部郡國、錄囚徒」(劉昭注。胡廣曰、縣邑囚徒、皆閱錄視、參考辭狀、實其眞僞。有侵冤者、即時平理也)、考殿最(『續漢書』百官志五・州郡)。

【所見】

標題簡。一六簡【所見】參照。

一行目の「男」字がやや右にずれたところにあり、二行目の書き出し位置が下がり氣味であることから、あるいは「男子」は後から書き入れたのかもしれない。ただ、後から書き入れるような内容でないのが不審である。また「考」「賣給□出書」も右に寄るか。

一四九簡 (②:36) 23.1 × 3.2cm 木質

【釋文】

□……田(1)……言……
狀……

【注】

(1) 田…整理者は釋讀していない。圖版により補った。

一四〇簡 (②:37) 22.9 × 3.2cm 木質

【釋文】

……年正月 不處(1) 日起□人……得卅五爻(2)
□……不處日……

【注】

(1) 不處…「不明」「不詳」「某」の意味。一八〇七+八簡【注】(7) 參照。

(2) 爻…人名。「我賣。丐卿、與爻。(略)爻證」(『壹』一四三)。

一四一簡 (②:38) 22.9 × 3.0cm 木質

【釋文】

A面…

……死罪敢言之(1)

……考問(2) ……齋辭(3) 皆曰

B面…

左部賊捕掾殷崇(4) 名印

七月 日 郵人 以來(5) 史 白開

【訓讀】

……死罪して敢えて之を言う。……を考問し、……齋を……辭に皆曰く…… (A面)

左部賊捕掾の殷崇の名印。七月 日 郵人 以て來る。史 白して開く。(B面)

【現代語譯】

……死罪して申し上げます。……を考問し、齋を……しました。供述

に皆言うには……(A面)

左部賊捕掾の殷崇の名印。七月 日、郵人の が持参した。史の が申し上げて開封した。(B面)

【注】

(1) 死罪敢言之…上行文書の發信、および書き止めに用いられる文言。一簡【注】(9)参照。

(2) 考問…調べ問いたす。訊問する。六五簡【注】(1)参照。

(3) 辭…供述。一簡【注】(4)参照。

(4) 左部賊捕掾殷崇…人名。一三八簡の「左部賊捕掾崇」と同一人物であろう。

(5) 郵人 以來…「郵人」と「以來」の間に、二字分程度の空格を設ける。「史 白開」の例によれば(八八簡【注】(10)参照)、郵人(八八簡【注】(9)参照)の名を記入するための空欄であると考えられる。しかし、他の上行文書冊書冒頭簡背面では空格を設けずに、「郵人以來」となっている。八八簡参照。

【所見】

背面の記載により、上行文書冊書の冒頭簡であると考えられる。八八簡参照。

「考問」と「齋」の間は、圖版上一〇センチメートル以上あり、一〇文字以上入る。「考問」対象者の人名が續く可能性がある一方、供述内容を記す場合に、対象者によつて取り調べに關わる動詞が區別されることもある。「豫叩頭死罪死罪。奉得書、輒考問董及普、即訊旦、辭皆曰、縣民鄉吏里年」(「壹」三三八)。「楊振紅二〇二三」参照。

「齋」は「考問」以外の動詞で記述される取り調べを受け、「考問」対象者と區別されている可能性がある。それゆえ「……を考問し、齋を……」とした。

一四二簡(②:39) 23.4 × 3.1cm 木質

【釋文】

君國圖

【訓讀】

君教。諾す。

【現代語譯】

君教。承諾した。

【所見】

「君」のみ、かすかにみえる。墨跡の位置と「君」より、「君教兩行簡」と判斷し得る。一七簡参照。

一四三簡(②:40) 23.1 × 3.1cm 木質

【釋文】

我賣丐(1)卿(2)與堞勳可(3) □助齋賣二日(4)得空堞 ……
堞證(5)唯

【訓讀】

「……我賣らん。卿に丐(こ)う、堞に與えよ」と。勳、可とす。□、齋を助け、賣ること二日、得空堞……堞證す。唯だ……

【現代語譯】

「……私は賣ろうと思う。卿には堞に與えるようたのむ」と。勳はよいとしました。□は齋を助け、賣ること二日で、得空堞……堞が證言しました。……していただきますよう……

【注】

(1) 丐…たのむ。「丐、乞也」(『文選』劉孝標「廣絶交論」・李周翰注)。

「爲良民、財物付荷瑟、丐瑟錢十萬、謝胡松十萬」(『貳』五二二)。

(2) 卿…「人に對する尊稱。官職名や姓の後に付ける」(『漢簡語彙』)。

五一廣場簡では、二人稱代名詞として呼びかけに用いられる。

「卿與我易、持卿隻矛。戸可、即以矛與菰」(『貳』五〇九)。

- (3) 可…「許す。よろしい」(『漢簡語彙』)。五一廣場簡では、會話やそれに基づく文章のなかでしばしば用いられる。「脩・种・眞等曰、持少禮賀新婦入寺舍也。宏曰、可」(『壹』三〇一)、「汝曹護我。胡・馮・亥・建、可」(『壹』二五七)。

- (4) 二日…二日間として解した。日附としての某月某日ならば、「其二日」(『貳』五一四)、「今月十二日」(『叁』一一〇二)というように、いつの二日なのかを記すが、それがここではみられないためである。ただし、「賣二日」か、「二日得」かはわからない。

- (5) 證…證言。證言する。證人。三簡【注】(4)、九七簡【注】(1) 参照。

【所見】

「唯」字の下は空白をのこしている。次行の行頭は「廷」で、「廷」を平出するのであろう。「唯+上級機關」は、上級機關に宛てた文書の末尾近くによくみえる。四〇簡【注】(1)・【所見】、一二三簡【所見】参照。一三七簡以降の一連の關聯簡が同一冊書であるとすれば、この簡は左部賊捕掾の殷崇が調査結果について廷に報告した文書の、末尾に近い部分である。

一四四簡 (②:41) 23.0 × 3.3cm 木質

【釋文】

以販禾爲事(1)戴(2)…… 本□□相識知(3)今(?) □
不處(4)日…… ……寧可助

【訓讀】

……販禾を以て事と爲す。戴……本□□と相い識知す。今(?) □不

處日……寧ろ助く可し……

【現代語譯】

……穀物の販賣を生業とします。戴……本□□とはたがいに知っています。今(?) □某日に……助けたほうがよい……

【注】

- (1) 以販禾爲事…穀物販賣を生業とする。「以…爲事」は、…を生業として従事する。九〇簡【注】(2)参照。

- (2) 戴…前後の文言から身元情報に關わる固有名詞であると考えられる。「販禾」以外の生業をもつ關係者の名か、あるいは某人の居住地名ではないか。地名に「戴郷」(『陸』三二〇+二二八四)がある。

- (3) 相識知…たがいに知る。知り合いであること。「辭皆曰、縣民、各有廬舍寶亭部、皆比近相識知、以田作、念績紡」(『貳』五三九)。傳世文獻にも、郷里の「識知者」に訊ねた例がみられる。

- 「廷尉逮召郷里識知者張宗祿等」(『漢書』雋不疑傳)、「既得王嫗、令太中大夫任宣與丞相御史屬雜考問郷里識知者、皆曰王嫗」(『漢書』外戚傳上・史皇孫王夫人)。「知習」の類語であらう。九〇簡【注】(1)参照。

- (4) 不處…「不明」「不詳」「某」の意味。一八〇七+八簡【注】(7) 参照。

【所見】

完形の木兩行簡であるが、摩耗が激しく、ほとんど判讀できない。「以販禾爲事」「相識知」の文言から、供述を記録した文書の一部で、人物の身元を述べるものであらう。八九簡【所見】・九〇簡参照。

一四八簡 (②:51) 24.7 × 6.0cm 木質

【釋文】

書 一 封

瀉鄉齋夫吳對(?) (1)叩頭死罪(2)言事

詣 如 署(3)

永初五年八月十六日壬辰起鄉

【訓讀】

書一封。

瀉鄉齋夫の吳對、叩頭死罪して事を言う。

詣すること署の如くせよ。

永初五年八月十六日壬辰、郷より起つ。

【現代語譯】

書一封。

瀉郷齋夫の吳對が、叩頭死罪して申し上げます。

記載のとおり届けてください。

永初五年(安帝、一一一年)八月十六日壬辰に郷より發信。

【注】

(1)瀉郷齋夫吳對:「瀉郷」は、臨湘縣所屬の郷名。二八簡【注】

(1)參照。一五六簡にもみえる。「郷齋夫」は、「官職名。郷に配置された少吏」(『漢簡語彙』)。五一廣場簡において吳姓の人物は、

「吳賜」(『壹』八九)、「吳輔」(『壹』一三〇)等少なくないが、「吳

對」は他には未確認。郷齋夫が發信した文書には、「長頼郷齋夫

彭競」(『貳』五三七+七八六)、「臨瀉郷齋夫范」(『選釋』二八③:

316)がある。

(2)叩頭死罪:書簡や上行文書で用いられる謙讓表現。一簡【注】

(9)參照。

(3)詣如署:封檢記載のとおりに届けよ。九簡【注】(1)參照。

【所見】

發送文書に添附される簡。九簡參照。

一五二簡(②:53-2) 21.3 × 6.1cm 木質

【釋文】

回過所(1) 回

【注】

(1)過所:「經由地」(『漢簡語彙』)。「所」に懸針がついている。

一五三簡(②:54-1) 15.6 × 3.0cm 木質

【釋文】

……部督郵(1)……

【注】

【注】

(1)部督郵:某部の督郵書掾であろう。「督郵書掾」は、郡が縣を監

督するために設置した官職。一一四+一〇五簡【注】(2)參照。

一五四簡(②:54-2) 21.7 × 7.8cm 木質

【釋文】

□□年十二月甲……敢言之(1)□

□……□

□……□

□……□

□……□

【注】

(1)敢言之:文書において、主として上級機關に報告する場合に謙讓

の意を示す常套句。一簡【注】(9)参照。

【所見】

上下が残断しており、本来の長さは不明である。『壹』釋文頁の按語は、「字迹がはつきりせず、行數を確定できない」とする。

「敢言之」の上行文書である。五一廣場簡では、「敢言之」文書の多くは木兩行簡・竹簡を使用し、編綴して冊書を構成する。木牘を使用した「敢言之」文書は、『壹』四、『壹』三一五、『叁』一一四〇等數例にとどまる。

一五五簡 (②:54-3) 21.6 × 2.7cm 木質

【釋文】

□……□

□長□□節(?) 訊(1)會(2)……□

【訓讀】

……長□□會を節訊し……

【現代語譯】

……長□□會に聴取し……

【注】

(1)節訊…赴いて事情を聴取する。「即訊」に同じ。「有詔即訊(顏師古注。就其所居考問之)」(『漢書』陳湯傳)、「奉得記、即訊貞及石母列・知狀者男子鄭惠」(『選釋』五四(③:325-2-3))。「考問」と類似するが、對象者によって「考問」とは區別して用いられる。「奉得書、輒考問董及普、即訊旦」(『壹』三三八)。一四一簡【所見】参照。

(2)會…人名であろう。「即(節)訊」の後には人名を目的語として取る。「節訊念等、辭皆曰」(『貳』五三九)、「節訊詳妻榮・子男順

等、辭皆曰」(『伍』一七〇七)。人名の「會」には、次の例がある。「考問縑會・劉季興・周豪・許伯山等」(『壹』二九一)。

一五六簡 (②:54-4) 21.0 × 5.7cm 木質

【釋文】

□ 戸曹史□助史嘗(1)白(2) 前以府書(3)部(4)守史沅綱

|| || 祖滂(5)

□ 陵亭長王岑蔡英(6)逐捕(7) 滂鄉干胡蒼黃陽(8)訖今(9)

|| || 不

□ 得府期盡□□□□ □□□議(10)……

□ 若 各二人綱一人…… 得後岑□□□□□

□ 綱都郵卒(11)屬尉曹(12)收 □卒食(?) (13)簿入□

□ 三月時(14)謹具事解府(15)畢 □岑英等□□□

□ 延平元年□月□日戊辰白

【訓讀】

戸曹史の□・助史の嘗、白す。前に府書を以て守史の沅綱、祖・滂陵亭長の王岑・蔡英を部し、滂鄉干の胡蒼・黃陽を逐捕せしむるも、今に訖(いた)るまで得ず。府の期盡き、□□□□□□□議……各二人、綱一人……得、後に岑□□□□……綱、都郵の卒……。尉曹に屬して卒の食を收□……三月時に簿入……。謹しみて事を具して府に解せ。畢(お)わらば□岑・英等□□

延平元年□月□日戊辰、白す。

……若す。

【現代語譯】

戸曹史の□と助史の嘗が申し上げます。以前に府書によって守史の沅綱、祖亭長の王岑・滂陵亭長の蔡英を統轄し、滂郷の干の胡蒼・黃陽

を逐捕させましたが、現時点まで確保できていません。府の（設定した）期限が盡き、□□□□□□□□議……各二人、綱は一人……得、後に岑□□□□……綱、都郵の卒……。尉曹に委嘱して卒の食糧を取り立てさせ……三月時の帳簿に算入して処理し……。謹んで事態について情報を整えて太守府に説明してください。事がおわれば□岑・英等□□……

延平元年（殤帝、一〇六年）□月□日戊辰、申し上げました。……、承諾した。

【注】

(1) 戸曹史□・助史嘗…整理者は「戸曹掾史□□□□西」とする。

「凌文超二〇二〇」の釋讀に従い改めた。「戸曹」は、諸曹の一つで民戸や禮俗を擔當した。五四簡【注】(1) 參照。「戸曹助史嘗」は『壹』三三〇にもみえる。「助史」は、縣廷所屬の吏と考えられる。五一廣場簡では、史—兼史—助史の序列がみえる。三七簡

【注】(1)・【所見】參照。

(2) 白…申し上げる。三簡【注】(1) 參照。

(3) 府書…長沙太守府からの文書。八八簡【注】(3) 參照。

(4) 部…管轄する。ひきいる。四簡【注】(10) 參照。

(5) 滂…整理者は、「郷」と釋讀していた。「王可卓二〇二一」は、字形と「滂陵亭長蔡英」(『叁』一一〇〇)を根據に「滂」とする。これに従う。

(6) 守史沅綱、粗・滂陵亭長王岑・蔡英…守史の沅綱、粗亭長の王岑、滂陵亭長の蔡英。「守史」は屬吏の一種。九四簡【注】(4) 參照。「亭長」は、亭に置かれ治安に關わる吏。三簡【注】(3) 參照。「粗亭」は他に確認できない。「滂陵亭長蔡英」は『叁』一一〇〇にみえる。

(7) 逐捕…追跡して捕らえる。一八〇七十八簡【注】(5) 參照。

(8) 滂郷干胡蒼・黃陽…滂郷の「干」である胡蒼と黃陽。「滂郷」は、臨湘縣所屬の郷名。二八簡【注】(1) 參照。「干」は官職名の「幹」のこと。「雒陽令秩千石(略)。郷有秩・獄史五十六人、佐史・郷佐七十七人、斗食・令史・嗇夫・假五十人、官掾史・幹・小史二百五十人、書佐九十人、循行二百六十人」(『續漢書』百官志五・縣郷・劉昭注所引『漢官』)。漢碑でも「干」に作り、「嚴耕望一九六一」は鄭季宣碑の「直事干」を「幹」の例に舉げる。また北海相景君碑碑陰には、「書佐」や「脩行」「小吏」とならび「故干、營陵是遷字世達」等六名の名がみえる。「永田一九九四」參照。具體的な職務は不明。

(9) 訖今…現時点まで。「車師王降、訖今不至、請往梟其首」(『後漢書』耿秉列傳)、「孟爲家私湘西界中、訖今未還」(『選釋』一〇一(335-131))。

(10) □□□□□□□□議…「議」は、檢討・吟味する。九五簡【注】

(8) 參照。君教木牘の例によれば、「議」の前には「丞」「掾」、それぞれの諱が別筆で書かれ、「議」の後には案件に關する處理案が書かれる。「左賊史式、兼史順・詳白。(略)官復詣曹診右足上有毆創一所、廣袤五寸。不與解相應。守丞護・掾普、議。解散略。請却、實核。白草」(『貳』四二九+四三〇)。「鷹取二〇二一」參照。

(11) 都郵卒…都郵に配屬された郵卒。「都郵」は、縣城に設置された郵。「部縣有都郵・門亭長、又有主記史、催督期會、漢制也、今略如之」(『宋書』百官志)、「永元十四年四月十一日辛巳、起都郵」(『陸』二二七九)。「郵卒」は、「郵に所屬する卒」(『漢簡語彙』)。「代杆郵卒區可一日」(『叁』八七九)。

(12) 屬尉曹・尉曹にゆだねる。「尉曹」は、中央の公府や縣廷等に置かれた諸曹の一つで、卒や徒などの勞働力管理を擔當した。「尉曹、主卒徒轉運事」(『續漢書』百官志一・太尉)。「下到其亭渚、得兼尉曹史周香齋府胡卒史檄」(『貳』六八二)。「屬」は、「たのむゆだねる」(『漢簡語彙』)。「今日天同色、以天下人民屬皇帝(顏師古注。屬、委也)」(『漢書』王莽傳中)。君教木牘には、「議」の後に、某曹に「屬」することを「請」う例がみえる。「丞優・掾均、議。請屬金曹、收責訓・信・就・寶等金錢」(『叁』九八四)、「丞優・掾隗、議。請屬功曹、選伉健吏二人、與左尉并力、密收祥考實」(『肆』一六八七)。

(13) 收□卒食・卒の食糧を取り立てることか。「收」の後の「□」は「責」か。「收責」は、「納入すべき債をとりたてる」(『漢簡語彙』)。「其口賦逋税而廬宅尤破壞者、勿收責」(『後漢書』光武帝紀下)、「丞優行驛。掾隗、議。請屬金曹、收責尉金錢」(『肆』一二七六)。

(14) 簿入□三月時・「三月時」を整理者は「三月□日」と釋讀する。圖版により改めた。「簿入」は、某の帳簿に算入して處理する。「時交趾太守張恢、坐臧千金、徵還伏法、以資物簿入大司農(李賢注。簿、文記也)、詔班賜羣臣」(『後漢書』鍾離意列傳)、「甘露三年七月壬午朔壬辰、肩水城尉利親移肩水候官。出穀食吏六月七月石斗各如牒。書到、枸校、簿入八月、報、毋令繆。如律令」(地灣漢簡 86EDT1:1A)、「陽朔元年五月丁未朔丁卯、肩水候丹移牒得。出穀付廩佐丁充、食柱馬石斗如牒。書到、願令史簿入六月四時、報。如律令」(肩水金關漢簡 73EJ T2:102)。「簿入某月時」は、「屬金曹收責、簿入十二月時」(『壹』三六五)、「廷嚴佑、收責瞿部金錢、簿入六月時」(『貳』四三九)とあるように、某月の帳簿で

處理することを言うのであろう。「成鵬二〇二三」参照。ただし、ここでは「簿入」の下には數文字分のスペースがあり、「三月」が次行行頭に配置されるので、直接には文章が續かない可能性もある。

(15) 具事解府・事態について情報をととのえて太守府に報告することか。類似した表現として、「具事言府」(『肆』一二七六、『肆』一三五六等)がみえる。「具」は「そなえる。充當する。ととのえる」(『漢簡語彙』)。「桂陽太守江夏張遼叔高去陽令家居、買田。田中有大樹十餘圍、扶疏蓋數畝地、播不生穀、遣客伐之、木中血出。客驚怖、歸、具事白叔高」(『風俗通義』怪神)。「解」は、説明。もうしひらき。一六簡【注】(2)参照。ここでは「言」の代わりに動詞として使用しているか。

【所見】

君教木牘。一七簡【所見】参照。釋讀不能の箇所が多く、内容はつきりわからない。滄鄉干の胡蒼・黃陽の身柄を期限どおりに確保できない(『府期盡』)ことが問題になっている。「議」の後には、「卒食」について述べられている。胡蒼等の身柄確保のために、亭長と守史を補助する卒を配備し(「各二人綱一人」「綱都郵卒」、彼らの食糧支給の帳簿處理(「屬尉曹收□卒食簿入□三月時」、および太守府への報告(「具事解府」)等について「議」したものか。

一五七簡 (②:54-5) 67 × 3.0cm 木質

【釋文】

□……□
□……□
□移……備□□

一六一簡 (②:57-1) 22.7 × 2.7cm 木質

【釋文】

□□□父□□□□辦長……□

□□與……□

一六四簡 (②:57-3) 22.5 × 2.8cm 木質

【釋文】

□謁□□陽……廉……責……□

□……□

一六九簡 (②:57-8) 23.2 × 2.9cm 木質

【釋文】

……鄉移……

……區茂(1)……

【注】

(1)區茂…人名であろう。「區」は長沙にみられる姓で、五一廣場簡にも多い。「時長沙賊區星自稱將軍」(『三國志』呉書孫破虜傳)、「都師區堅」(『壹』八三)、「男子區開」(『壹』八九)等。

一七一簡 (②:57-10) 23.0 × 2.8cm (『叁』訂正值) 木質

【釋文】

……甫助佐銅(1)……□

□……曰(?)連鄉……十二子男……□

【注】

(1)甫、助佐銅…官職名・人名が連記された簡所であろう。「助佐」は、「佐」の補佐、または「佐」のうち地位の低い者。三六簡

【注】(3)参照。既發表の五一廣場簡の「助佐」はすべて郷の吏であり、この「助佐」も郷助佐である可能性が高い。「甫」は郷齋夫か有秩、もしくは郷佐であると考えられる。三六簡【注】(2)参照。

【所見】

官職名および記載のならばが、「南郷有秩選・佐均・助佐衰、敢言之」(『壹』三六)と共通する。本簡も郷發信の上行文書の冒頭部分か。

一七三簡 (②:57-12) 12.0 × 1.5cm 木質

【釋文】

有……□

……□

一七四簡 (②:57-13) 22.2 × 2.0cm 木質

【釋文】

囹圄囹

【訓讀】

君教、若す。

【現代語譯】

君教、承諾した。

【所見】

君教兩行簡。一七簡参照。

一七五簡 (②:57-14) 12.9 × 3.1cm 木質

A面…

……渚(?) 鄉齋

B面…

□……

夫(1)詳

□……

【注】

(1) 鄉齋夫…整理者はB面を「□夫」と釋讀するが、「夫」の上に墨跡は確認できない。「鄉齋夫」は、官職名。郷に配置された少吏。

一四八簡【注】(1) 參照。

【所見】

兩面連讀タイプ、「高村二〇一五」形狀分類一二型、または二三型の楫。六簡【所見】參照。

一七六簡(②:57-15) 6.1 × 0.9cm 竹質

【釋文】

□民□(1) 大車 自言□□

【注】

(1) □…圖版によれば、旁は「𠂔」のようである。

一七七簡(②:57-16) 9.4 × 1.8cm 木質

【釋文】

□……史訢(1) 兼□

□……士□□□

【注】

(1) 史訢…人名。某史の「訢」としては、「右賊史訢」(『貳』四八七)、「守史□訢」(『伍』一七五九)が確認できる。

【所見】

「史訢」に「兼」字が續くので、史の「訢」と兼史の某の連名か。

一七八簡(②:57-17) 5.3 × 1.2cm 木質

【釋文】

□……□

□□□□□五錢□□

一七九簡(②:57-18) 5.2 × 0.7cm 竹質

【釋文】

臨湘□醴陵(1) 不□□□

【注】

(1) 醴陵…長沙郡醴陵縣。一二二簡【注】(2) 參照。

一八九簡(②:58-8) 22.6 × 3.0cm 木質

【釋文】

A面…

□……□

□姦詐(1) ……□

B面…

□……□

□……□

【注】

(1) 姦詐…惡事。法に抵觸し罰せられるべき行爲を指す。八四簡【注】(2) 參照。

一九〇簡 (②:58-9) 15.5 × 28cm 木質

【釋文】

□……□

□……謂……□

一九一簡 (②:58-10) 23.1 × 2.7cm 木質

【釋文】

……紀

……□

一九七簡 (②:58-16) 23.6 × 3.0cm 木質

【釋文】

□□盡輪者 各□□布一匹(1)二……□

□四寸(2)輒□省□無所□ 教令(3)者□故以來皆受以 故不……□

【訓讀】

……盡く。輸する者各おの□□布一匹、二……□四寸……輒ち□省□、□する所の教令無き者、□故以來、皆受く。故を以て……せず……

【現代語譯】

……盡きました。運んだのはそれぞれ□□布一匹、二……□四寸……すぐに□省□、□する教令のない者は、□故以來、みな受領しました。そのために……せず……

【注】

(1)「布一匹」：「匹」は、「布の長さの単位。約九メートル。一匹は四丈」(『漢簡語彙』)。「布九匹、匹直錢三百」(『貳』五三二)。この「布」は税か。五一廣場簡には、民が租を「輸」する例がみられ

る。「方今民輸租時、閒滲陽鄉民多解止橫溪、入縣輸租、或夜出縣歸主人」(『伍』一七九二)。走馬樓吳簡を参照すると、税としての「布」も同様であったと推測される。「入模鄉調布一匹」(嘉禾元年八月十一日、諧丘大男鄧罷關丞付庫吏連受)(走馬樓吳簡竹簡『伍』一八九七)。

(2)「四寸」：「寸」は、「長さの単位。約二・三センチメートル」(『漢簡語彙』)。「四」の上の墨跡は「尺」ではない。

(3)「教令」：命令の一種。本來は教化を目的としたものであるが(「景公問晏子曰、明王之教民何若。晏子對曰、明其教令、而先之以行義」『晏子春秋』問上)、幅廣く皇帝、大將軍から地方長官までを發出者とする例がみられる。「廢皇后郭氏而立貴人。制詔三公曰、皇后懷執怨懟、數違教令、不能撫循它子、訓長異室」(『後漢書』皇后紀上・光烈陰皇后)、「延年從更衣還、敝・夫人與延年參語許諾、請奉大將軍教令、遂共廢昌邑王、立宣帝」(『漢書』楊敞傳)、「每出行縣、益從學官諸生明經飭行者與俱、使傳教令、出入閭閻」(『漢書』循吏傳・文翁)。

【所見】

状態が悪く、判讀しがたい。一行目「二匹二」の次の字は、圖版からは横畫が確認でき、「匹」字に似る。また二行目は、「□故以來、皆受くるに故を以てし、……ず」と讀む可能性もある。

一九八簡 (②:58-17) 22.6 × 2.5cm 木質

【釋文】

……長沙大守中部(1)……案問移(2)……小吏(3)或難……

【訓讀】

……長沙大守中部……案問【有りて】【臨湘】に移す。……小吏或は……難し……

【現代語譯】

……長沙大守中部……は案問【があり】【臨湘】に移す。……小吏のなかには……しがたい者がいる……

【注】

(1) 長沙大守中部…長沙郡の中部管轄區。一一四＋一〇五簡【注】

(2) 参照。【所見】に示す類例から推測すれば、中部を管轄する長沙郡太守屬僚の官職名・諱が續き、これが本文書の發信者である。一二四簡【注】(1) 参照。

(2) ……案問移…整理者は「……移□□」とするが、圖版により改めた。圖版から「案」字の「木」、および「問」字が確認でき、「案問移」は【所見】で引用した類例がある。「移」の下の墨跡は圖版からは確認できない。加えて、類例では「有案問移」に「臨湘」が續くが、いずれも「臨湘」は二行目の冒頭に配置される。それが意圖的な平出であることは、一行目の下部に空白を残して「移」で改行し、「臨湘」を二行目冒頭に置く類例からわかる。それゆえ本簡の「移」の下も文字はなく、二行目冒頭に「臨湘」があったとみなした。「案問」は、「尋問し取り調べる」(『漢簡語彙』)。「潁川豪桀大姓相與爲婚姻、吏俗朋黨。廣漢患之、厲使其中可用者受記、出有案問」(『漢書』趙廣漢傳)。「案」は「捜査する。取り調べる」(『漢簡語彙』)。五一廣場簡では、取り調べについて、「文書」を「案」じ、關係者を「考問」と説明する場合がある。「奉得書謹案文書、考問致及伯子男夷」(『伍』一八〇五)。「移」は、「送る。傳える」(『漢簡語彙』)。ただし、【所見】に示す類例からすれば、「有案問移」は郡吏が管轄下の縣に發す

る文書の發信文言として用いられている。

(3) 小吏…「百石以下の吏。『長吏』に對する語」「位の低い吏」(『漢簡語彙』)。

【所見】

本簡は長沙郡の中部を管轄する郡吏が、臨湘縣に發した文書の冒頭部分であると考えられる。「長沙」の上には「某年某月干支朔某日」が、「移」の後には「臨湘」が續く。次に示す二例の他に、『貳』六六六六七四、『捌』三三二五〇がある。一行目の文字がみえない部分の長さからすれば、本簡は、一五〇七簡のように、元號と年月日からはじまり、「年」に懸針がついていたと考えられる。

二月八日丙辰長沙大守兼中 部勸農督郵書掾育 有案問寫移
臨湘書到亟考實姦詐 明正處言府關副在 所會月十五日

〓 〓 毋妄拘毆

(『貳』六〇〇)

元興元年 十一月庚辰朔十七日丙申長沙 大守中部

〓 〓 案獄掾豐有案問移

臨湘民自言辭如牒諦 如辭倉部吏追捕受 取民錢物

〓 〓 衆多狼藉詔

(『肆』一五〇七)

なお、居延漢簡にも同様の表現がみえる。「建武六年七月己酉、居延都尉督燕掾黨有案問移甲渠□」(居延漢簡 EPF22.402)。[章二〇一一] 参照。

二〇一簡 (②:58-20) 22.8 × 3.1cm 木質

【釋文】

永初二年三月丁卯朔…… □□□□□□□□□□□□□□ 隄恐(1)叩頭

Ⅱ 死罪敢言之(2)

廷□□連道(3)言……

【訓讀】

永初二年三月丁卯朔……□巳、□鄉□□□□□□□□□□惶恐叩頭死罪して敢えて之を言う。廷□□連道言……

【現代語譯】

永初二年(安帝、一〇八年)三月丁卯朔……□巳、□鄉□□□□□□□□□□惶恐叩頭死罪して申し上げます。廷□□連道が申すには……

【注】

(1) 惶恐…おそれる。上行文書における謙讓表現としても用いられる。一簡【注】(8)参照。

(2) 叩頭死罪敢言之…上行文書の發信、および書き止めに用いられる文言。一簡【注】(9)参照。

(3) 連道…長沙郡連道縣。「長沙郡。(略)連道」(『續漢書』郡國志四・荊州)。「七月一日庚子連道長均・守丞叩頭移臨湘」(『壹』三八四)。

【所見】

兩行簡からなる冊書の冒頭。臨湘縣の某郷が縣廷に提出した文書の冒頭で、連道縣發信の文書を引用している。

なお、「楊小亮二〇二二」四三頁は、殘畫や類例に基づき本簡正面を「永初二年三月丁卯朔廿七日癸巳、□鄉□□□□□□□□□□叩頭死罪敢言之。／廷移府、連道書……」と釋讀・句讀し、背面にも文字があったが完全に摩滅したものとする。

二〇二簡(②:58-21) 22.8 × 3.1cm 木質

【釋文】

□……□

歸……□

二〇三簡(②:58-22) 22.5 × 3.1cm 木質

【釋文】

□□□□□□界中(1)

□男子□□□書

【注】

(1) 界中…境界の範圍内。三簡【注】(6)参照。

【所見】

「敢言之」上行文書冊書の標題簡。一六簡【所見】参照。

二〇五簡(②:58-24) 22.7 × 3.0cm 木質

【釋文】

死罪死罪(1)奉得書(2)輒推□(3)州(4)丘里(5)……□

【訓讀】

……死罪死罪。書を奉得し、輒ち州を丘里に推□し……

【現代語譯】

……死罪死罪します。書を謹んで頂戴し、すぐに州を丘里に搜索し……

【注】

(1) 死罪死罪…上行文書の途中で用いられる文章の區切りを示す文言「發信者名+叩頭(叩頭)死罪死罪」の一部である。一簡【注】(9)参照。發信者名を改めて提示することで、本文書發信に至る背景状況を

説明する部分が終了し、以下は発信者による報告用件であること
を明示する。「到其年六月不處日、爲吏所捕得。暉、叩頭死罪死
罪。輒考問肉妻弄」(『貳』六五二)。「飯田二〇二二」参照。同様
の構造は漢碑にも確認でき、乙瑛碑には、「永興元年六月甲辰朔
十八日辛酉、魯相平・行長史事太守長圖、叩頭死罪敢言之。司
徒・司空府壬寅詔書(略)。平、叩頭叩頭死罪死罪。謹案文書
(略)」とある。「永田一九九四」参照。

(2) 奉得書…文書を謹んで頂戴する。上級機關の文書による指示を受
けて事にあたる際に、下級機關側が用いる常套句。「奉得」+
「上級機關からの文書名」の後に、下級機關による報告が続く。

「書到、趣考實姦詐、明證檢驗、傳法比、正處言。興・建・恁、
叩頭死罪死罪。奉得書、謹案文書、考問致及伯子男夷」(『伍』一
八〇五)。文書の種類としては「書」の他に、「詔書」(『壹』三九
九)、「記」(『捌』三二六七)、『選釋』五四(③:325-2-3)、「留事」
(『選釋』四九(③:325-4-3))の例を確認できる。

(3) 推□…「推求」、あるいは「推辟」「推起」か。搜索を意味する語
であろう。「前解移書泉陵、推求叔、逐捕叔」(『貳』六七二)、「奉
得書、輒推辟妾、逐召平・孝・武等」(『貳』四三五+四三四)、「盡
力推起逐捕倉、必得考實」(『叁』一〇九九)。「推」は、「追究す
る。調査する」(『漢簡語彙』)。

(4) 州…人名か。あるいは地名の某州(洲)を言うか。「柚州例」「朮
州丘」の例がある。「南部游徼徠、柚州例游徼京、縹溪例亭長福、
叩頭死罪敢言之」(『貳』四二六)、「從廣成亭部朮州丘男子張少文
舍」(『柒』二六七三+二八七一)。

(5) 丘里…各所の意か。丘は、領域を示す語。八九簡【注】(5)参
照。里は、「地方行政單位の一つ。行政の最末端に位置する」

(『漢簡語彙』)。それぞれ空間を指し、行政上の用法がある。しか
し、漠然と各所という文脈で用いられることもある。「表楬道、
偏撫告上下丘里行道過客、無有識有男子者、疑遠所姦人」(『肆』
一二六〇)、「楊小亮二〇二二」一九三頁参照。

【所見】
上行文書。事件捜査に關わる報告の一部分であろう。

二〇八簡(②:59-2) 230 × 3.0cm 木質

【釋文】

□……意□…… 蒼……處言(1)□

曹……如律令(2) ……月□□日(3) 書佐與(4)

【注】

(1) 處言…審らかにして報告する。一簡【注】(6)参照。

(2) 如律令…「法令と同じようにきちんと處理せよ。命令、依頼の文
書における書き止めの常套句」(『漢簡語彙』)。「所見」引用の類例
を参照。

(3) ……月□□日…整理者は「……」とするが、按語に「令」の下に
二次的に書かれた「月□□日」のような文字がみえらる。圖
版からは確認しがたいが、【所見】に示す例によれば、別筆で日
付が書き込まれていたと考えられる。

(4) 書佐與…整理者は「書□與」とする。圖版および【所見】に示す
用例により改めた。「書佐」は官職名、屬吏の一種。四簡【注】
(1)参照。「楊小亮二〇二二」五九頁は「與」を「興」とする。
圖版からは判別しがたい。いずれにせよ書記者の名であろう。

【所見】

二行目の記載形式と類似する簡がある。

十一月九日乙未長沙大守渡行丞事益陽守長信謂臨湘寫移書

到實核正

處如前會日南郡府書

律令
掾珍守屬琵琶書佐條

十一月十日發

(『貳』五七六)

「如律令」は書き止めであるため、文書本文はここまでである。別筆の日附は受信者側の追記、「書佐興」は発信者側の書記者名であると判断される。なお縣發信文書では、書佐が書記者である例はみえない。これに對し、太守府からの文書では、『貳』五七六のように書佐が書記官としてみえるため、本簡は太守府からの下行文書であると考えられる。

110 九簡 (2:60) 20.7 × 3.5cm 木質

【釋文】

A
面
..

辭曹史輔(1)叩頭死罪白(2)都部(3)定以今月十四日食時(4)東之攸

便(5)入陰☐(6)

道(7)之連道(8)併人(9)解草未平(10)奏曹掾何宣(11)便宜自寫解

||
||
文
☐
☒

B
面
..

力□□有□□□白……
(12)

$$\begin{pmatrix} \vdots \\ 13 \end{pmatrix}$$

訓讀

辭曹史の輔、叩頭死罪して白す。都部定めて今月十四日食時を以て、東のかた攸・便に之き、入陰……鄙道り連道に之く。併人の解草未だ平せず、奏曹掾の何宣、便宜して自ら解文を寫し□……（A面）力□□有□□□白……（B面）

【現代語譯】

辭曹史の輔が叩頭死罪して申し上げます。都部は今月十四日の食時に、東の方面の攸・便に向かうことを決めており、入陰……鄙を經由して連道に行きます。併人の解文の草稿は平しておらず、奏曹掾の何宣が便宜的處置として自ら解文を書き寫し□……(A面)力□□有□□□白……(B面)

【注】

(1) 辭曹史輔：「辭」は、「辭」に同じ。一簡【注】(4) 參照。「辭曹」は諸曹の一つで、訴訟を擔當した。「辭曹、主辭訟事」(『續漢書』百官志一・太尉)。五一 廣場簡には、辭曹の史による「叩頭死罪白」文書(『貳』四八二)や、辭曹の史が白者となる君教文書(『選擇』四五(③・325-1-103)、『選擇』四六(③ 325-2-9)、『選擇』四七(③・325-5-21))があるが、辭曹史の「輔」は他に確認できない。

(2) 叩頭死罪白…上行文書の發信に用いられる文言。「叩頭死罪」は、書簡や上行文書で用いられる謙讓表現。一簡【注】(9) 參照。「白」は、申し上げる。三簡【注】(1) 參照。「飯田二〇二二」參照。

(3) 都部・長沙郡の「都部」の管轄範圍を指すか。「■鞫。雄・俊・循・竟・趙・大男、皆坐。雄賊曹掾、俊・循史、竟驂駕、趙驛曹史。驛卒李崇當爲屈甫證、二年十二月廿一日、被府都部書逐召崇、不得」(『壹』三九二)、「從掾位宗叩頭死罪白。直都部、得治所記、考案獄掾區宏事」(『渠』四九八七+五六三八+五六三三+三〇九九)。「都部督郵」が確認でき(「民詣都部督郵掾自言、辯如牒」『選擇』四五(③325+103))、都亭を管轄範圍内に持つ。「後可十餘日、姜詣都部自言、毆益・息都亭、後徙關司空、可十三日所」

- 〔選擇〕九五(③:35-1-19)。督郵の部には「中部」もある(二一四+一〇五簡【注】(2)参照)が、関係は不明である。
- (4)食時…「時刻の名稱の一つ。午前十時半頃。『日食時』に同じ」(漢簡語彙)。「□……日食時□□□」(『伍』一九六九)。
- (5)攸・便…ともに縣名。攸縣は長沙郡所屬。「長沙郡。(略)攸」(續漢書郡國志四・荊州)。便縣は桂陽郡所屬。「桂陽郡。(略)便」(續漢書郡國志四・荊州)。桂陽郡は長沙郡の南隣の郡である。
- (6)陰□…「陰山」か。桂陽郡に陰山縣がある。「桂陽郡。(略)陰山」(周海鋒二〇一八)参照。
- (7)鄴…縣名。長沙郡所屬。「長沙郡。(略)鄴」(續漢書郡國志四・荊州)。
- (8)連道…縣名。長沙郡所屬。二〇一簡【注】(3)参照。
- (9)併人…人名か。
- (10)解草未平…申し開きの文章の草稿がまだ定まっていないう意か。「□史鄴兼史錯賢白草 平□」(『柒』二七二七)。「解」は、説明。もうしひらき。一六簡【注】(2)参照。「草」は、草稿。下書き。六一簡【注】(2)参照。「平」は、不明。西北漢簡には「草を定める」という表現がある。「告主官掾、更定此草、急言府。即日鉗庭際」(居延漢簡 EPT17.5)。『居延新簡集釋』は「更定此草」を文書の草稿の修正を完成させることかとする。この「平」は「定」の言い換えか。「周海鋒二〇一八」は「平、成也」(『爾雅』釋詁)に基づき、「完成」と解釋する。一方、君教木牘には「解平」の例が確認できる。「前却北部賊捕掾綏等、考實男子由蒼傷由追狀。今綏等書言。解如牒。守丞護・掾浩、議。如綏等。解平」(『肆』一五〇九)。これは「解」を評價した結果、「平」

とみなしているようである。なお、「平」以外の評價が下されることもある。「守丞護・掾普、議。解散略」(『貳』四二九+四三〇)。「平」に關しては、一三八簡【注】(5)も参照。ただし、本簡における「草」の段階に關する動詞「平」は、評價とは關聯しないと理解した。

- (11)奏曹掾何宣…「奏曹」は諸曹の一つで、奏議を擔當した。「奏曹、主奏議事」(續漢書百官志一・太尉)。五一廣場簡では「奏曹」「何宣」とも他に確認できない。

- (12)□□□白……整理者は「□□□白」とするが、「白」の下方にも墨跡があるようである。また、圖版を確認する限り、「有」と「白」の間には三文字分ある。

- (13)……整理者は背面第二行を釋讀していないが、墨跡が確認できる。

【所見】

簡の下部が折れ、背面には焼け焦げたような痕跡がある。大きさは木兩行簡と大差なく、二行書きする。整理者は、編綴簡であると想定してか、正面一行目「都」と「東」、二行目「草」と「宜」の下に空格を入れていたが、圖版からは確認できない。五一廣場簡の「叩頭死罪白」文書は單獨簡であり、冒頭には年月日がなく、「叩頭死罪白」からはじまり、末尾を「某月某日」「白」で結ぶ「飯田二〇二二」。本簡は背面末尾を確認できないものの、正面の特徴はこれと一致することから、「叩頭死罪白」文書とみなせる。

二二一簡 (②:61-2) 24.2 × 0.9cm 木質

【釋文】

初五年□(1)……亥起□

【注】

(1) 永初五年□…圖版から判讀できるのは「初五年」のみである。整理者は「……困初五年」として、「永」の上方にも文字があったと推測するが、圖版からは確認できない。「初五年」は確實であるので、「永初五年」という推測は妥當である。年の下には横畫が確認でき、某月を記載すると考えられるので、「六」「七」「十」等であろう。「永初五年」は安帝の治世で、一一一年。

【所見】

元號・年・干支日附・「起」の情報が確認できる。文書發信遞送の日附・地點などの情報であろう。同様の文言は、合檄の斷片(『壹』一二四等)、封泥匣があり一六センチメートル前後のもの(永初五年七月廿三日「已」起)『壹』六七、15.7×7.4cm等)、封泥匣がなく二三センチメートル強の木牘(永初五年八月十六日壬辰起郷)『壹』一四八、8.4×6.0cm等に確認できる。本簡の特徴は、封泥匣のない木牘と一致し、完形であれば『壹』一四八のようなものであったと推測できる。九簡【所見】、および一四八簡参照。

二一七簡(②:62-1) 17.1×8.0cm 木質

【釋文】

臨 回

……(1)

【注】

(1) ……整理者は釋讀せず、按語で「臨」以外の文字は摩滅していると指摘する。しかし圖版からは、「臨」の左側に墨跡が一行分みえる。

【所見】

封檢。形状・記載は『壹』五と共通する。五簡参照。

二二〇簡(②:68) 14.0×4.1cm 木質

【釋文】

A面…

鴻郷(1)張需自言(2)府

B面…

記(3)下在此中

【訓讀】

鴻郷の張需、自言す。府(A面)の記、下る。此の中に在り(B面)。

【現代語譯】

鴻郷の張需が申し立てた。太守府(A面)の記が下達された。このなかにある(B面)。

【注】

(1) 鴻郷…臨湘縣所屬の郷名。二八簡【注】(1)参照。

(2) 自言…口頭で申し立てる。申請する。五四簡【注】(2)参照。

(3) 府記…都尉府、太守府からの記(『漢簡語彙』)。「廷移府記曰、

男子石官自言」(『壹』三八一)、「左賊史式・旻白。府記曰」(『叁』九八四)。臨湘縣においては、長沙太守府からの「記」である。

「記」は、官文書の種類。五四簡【注】(5)参照。

【所見】

両面連讀タイプ、「高村二〇一五」形状分類一型の楮である。六簡【所見】参照。

文書が「此中」にあることを示す。案件ごとに複数の文書を容器に入れて管理していたと推定できる。

二二一簡 (②:118-1) 11.7 × 1.8cm 木質

【釋文】

A面：

男子烝宮言駟望亭(1)

B面：

亭周舊本事(2)

【注】

(1) 駟望亭：臨湘縣の亭名。一二五簡【注】(2) 参照。

(2) 本事：事案の経緯。六簡【注】(3) 参照。

【所見】

「高村二〇一五」形状分類一型の楬である。六簡【所見】参照。
中央で木目に沿って縦に割れている。

「楊小亮二〇一二」七五頁例一六〇は、本簡を未公開の F325-6-5 と綴合し、「男子烝宮言駟望／亭周舊本事 (A) 男子烝宮言駟望亭／周舊本事 (B)」としており、二行書きで両面同文タイプのようにある。

二二二簡 (②:118-2) 8.9 × 1.7cm 木質

【釋文】

□□承負(1)□(2)□□

【注】

(1) 承負：『太平經』では、「後の世代の人が前の世代の人の犯した罪を『承』け、前の世代の人が後の世代の人に災禍を『負』わせて、時代(世代)の前後を通じてつぎつぎと伝えられていく罪責の連鎖」(「神塚一九九九」とされる。また、「邢義田二〇一一」参照。「凡人之行、或有力行善、反常得惡、或有力行惡、反得善。

(略) 力行善反得惡者、是承負先人之過、流災前後積來害此人也。

其行惡反得善者、是先人深有積畜大功、來流及此人也」(『太平經』乙部・解承負訣)。本簡の語義と關聯するかは不明。

(2) □□：圖版によれば、言偏のようである。

【所見】

整理者は兩行簡とするが、現存部分は一行書きである。

二二六+四九九簡 (②:120+③:249-2) *一二六＝『選釋』一七

二二六 10.3 × 3.0cm、四九九 14.1 × 3.0cm 木質

【釋文】

汝偶(1)賣之讎(2)者自相報貴可(3) 語絶別歸(4)報告充充墨無言

＝(5) 後不處(6)日高復守責(7)充

充謝高後數日來取之高

別歸充復令貴之統内(8)問摩

＝ 讎未貴謂充曰統一

【訓讀】

「……汝偶は之を賣り、讎すれば自ずから相い報ぜよ」と。貴、可とす。語、絶え、別に歸り、充に報じ告ぐ。充、墨(だま)りて言う無し。後の不處日、高、復た充に守責す。充、高に謝し、「後數日、來りてこれを取らん」と。高、別に歸る。充、復た貴をして統の内にかしめ、摩に讎するや未だしやを問う。貴、充に謂いて曰く、「統一、一日……」

【現代語譯】

「……おまえたちはこれを賣り出し、賣れたら自分から知らせるように」と。貴はよいとしました。話がやみ、それぞれに歸り、充に知らせ告げました。充は沈黙し何も言いませんでした。その後の某日に、高はまた充に請求しました。充は高に謝り、「數日後に來て受け取っ

てください」と言いました。高は一人で歸りました。充はまた貴を統の内に行かせ、摩に賣れたか否かをたずねました。貴は充に「統は一日……」と言いました。

【注】

(1) 汝偶…あなたがた。おまえたち。「汝曹」「女曹」と同義であるう。「(馬) 援前在交趾、還書誠之曰、吾欲汝曹聞人過失、如聞父母之名、耳可得聞、口不可得言也」(『後漢書』馬援列傳)、「史曰、我不與女曹」(『捌』三二〇五)。「曹」も「偶」も、ともがら、なかまのことを言い、「史記」には「曹偶」という表現がみられる。「(黥) 布皆與其徒長豪桀交通、迺率其曹偶(索隱。曹、輩也。偶、類也。謂徒輩之類)、亡之江中爲群盜」(『史記』黥布列傳)。

(2) 饑…「售」に通じ、決済が完了すること。また、決済分の金銭、賣上げ金を指す。「高祖每酤留飲、酒饑數倍(集解。如淳曰、饑亦售。索隱。樂彦云、借饑爲售、蓋古字少、假借耳)」(『史記』高祖本紀)。商品が賣れることを意味し、賣りに行く行爲を指す「賣」とは區別される。「元興元年十一月不處日、世令柱持羊一級之市賣、不饑、柱堅羊還道」(『選釋』一〇五(③:325-1-35))。居延漢簡には「賣饑」があり、賣上げ金を意味する。「頭六十。肺六十。胃百葉百錢。寬卅。二百。肝五十。迹廿。頸十錢。心卅斤。奄將十。腸益卅。乳廿。舌廿。卑十。□十。賣饑直六百七十。●凡四百五十」(居延漢簡 28619B)。

(3) 可…許す。よろしい。五一廣場簡では、會話やそれに基づく文章のなかでしばしば用いられる。一四三簡【注】(3) 參照。

(4) 別歸…それぞれに歸還する。「父恭・弟寬信與家屬徙合浦、母別歸故郡鉅鹿」(『漢書』佞幸傳・董賢)、「墨不應、各別歸。到廿二日昏時、滿復與」(『叁』九七一)。

(5) 墨無言…沈黙し物を言わない。返事しない。「墨」は「默」の通假であろう。「孔靜幽墨(集解。王逸曰、孔、甚也。墨、無聲也)」(『史記』屈原列傳「懷沙賦」)。「士茲多口、爲人所陷、蓋亦其宜。好進故自明、憎退故自陳。吾無好憎、故默無言」(『論衡』自紀)、「其日暮、演還歸、姜以幼持雞狀報語演、演墨無言」(『貳』四七一)。

(6) 不處…「不明」「不詳」「某」の意味。一八〇七十八簡【注】(7) 參照。

(7) 守責…請求する。「守」は、求める。「融於是日往守萌(李賢注。守猶求也)」(『後漢書』竇融列傳)。「責」も、求める。請求する。四九簡【注】(1) 參照。

(8) 内…部屋のことか。「内」には「部屋」の意味がある(『漢簡語彙』)。

【所見】

高・貴・充・統・摩は人名と解した。債務の返済に關わるトラブルか。

一一七簡 (②:121) 232 × 32cm 木質

【釋文】

後傳數數(1)責(2)守守曰但(3)知勿 憂到今年三月九日傳復之守

＝ 舍(4)責守守曰今無見(5)方假貸(6)

暮來取之傳歸舍其日暮傳

＝ 殺之即伯(8)謂傳曰若且留

之守舍守念無錢與傳意欲(7)

【訓讀】

……後、傳、數數守を責む。守曰く、「但だ知れり。憂う勿かれ」と。今年三月九日に到り、傳、復た守の舍に之き守を責む。守曰く、「今

見無し。方に假貸せんとす。暮れに來たりて之を取れ」と。傳、舍より歸る。其の日の暮れ、傳、守の舍に之く。守は錢の傳に與うる無きを念い、之を殺さんことを意欲すれば、即ち伯（あぎむ）きて傳に謂いて曰く、「若且留……」

【現代語譯】

……後、傳はしばしば守に請求しました。守は、「わかつているとも。心配するな」と言いました。今年三月九日になって、傳はまた守の舍に行き守に請求しました。守は、「今は金銭の持ち合わせがない。ちようど借りるところだった。暮れに來て受け取れ」と言いました。傳は舍から歸りました。其の日の暮れに、傳は守の舍に行きました。守は傳に渡す錢がないことを思い、傳を殺害しようと思ったので、欺いて傳に「若且留……」と言いました。……

【注】

(1) 數數…「數」は、「しばしば」(『漢簡語彙』)。「周海鋒二〇一八」は、「數」のうちの一字は衍字であるという。

(2) 責…求める。請求する。四九簡【注】(1)参照。

(3) 但…「助字。強調を示す」(『漢簡語彙』)。

(4) 舍…住居。一八〇七十八簡【注】(3)参照。

(5) 無見…ここでは金銭の持ち合わせがないことをいう。「見」は、現にある。一二〇簡【注】(7)参照。「☐器所得□家中見錢」(『柒』二七八〇)。

(6) 假貸…借りる。「家貧、假貸無所得」(『史記』主父偃列傳)。

(7) 意欲…しようと思う。「寵謂守奴曰、(略)解我縛、當以女珠妻汝、家中財物皆與若。小奴意欲解之、視戸外、見子密聽其語、遂不敢解」(『後漢書』彭寵列傳)。

(8) 伯…欺く。「周海鋒二〇一八」は「給」に読み替える。これに従

う。「時演不在。幼與姜相見。幼伯謂姜曰、我伍長杜幼屬。持此雞望督。督令我持來」(『貳』四七一)、「孝偕母元・妻仁問孝偕、何所得此錢衣。孝偕伯曰、我與叔異俱治病、得之」(『肆』一二五七)。

二二八簡 (②:122) * 『選釋』一八 23.1 × 32cm 木質

【釋文】

祖及建妻女等俱歸於西北山中殺 羊禱祠(1)事已復亡尚(2)等不

為收捕(3)又建(4)二男子殺根截取

左肩上肉長廣各三寸深至骨部 吏(5)皆匿不言(6)書到(7)趣(8)

逐捕(9) 必得亟(10)考實(11)并處絕不言(12)二男子

【訓讀】

……祖及び建の妻の女等、俱に西北山中に歸り、羊を殺して禱祠す。事已みて復た亡ぐ。尚等は收捕を爲さず。又・建・二男子は根を殺し、左肩上の肉を截ち取ること長廣各三寸、深さ骨に至る。部吏、皆な匿して言わず。書到らば、趣して逐捕し必ず得、亟に考實し、并びに絶やして言わざるを處(つまび)らかにせよ。二男子……

【現代語譯】

……祖および建の妻である女等は、ともに西北山中に歸り、羊を殺して祈り祭った。事がおわるとまた逃亡した。尚等は捕らえなかった。又・建と二男子が根を殺害して、左肩上の肉を縦横それぞれ三寸切り取り、深さは骨に達した。部吏はみな隠匿して報告しなかった。この文書が到着したならば、うながして逐捕し必ず確保し、すみやかに調査し、合わせて隠匿して報告しなかった件を審らかにせよ。二男子……

【注】

(1) 禱祠…祈り祭る。「五行傳曰、簡宗廟、不禱祠、廢祭祀、逆天時、則水不潤下」(『續漢書』五行志三)。

(2) 尚…人名。「李均明二〇一九」は、東部游徼の尚(『壹』二三〇)ではないかという。「游徼」は、盜賊の取り締まりを職務とする吏(二二八簡【注】(1)参照)であるので、逃亡者を捕獲しなかったことを問題視される對象として妥當である。また、『叁』一九三、『陸』二四四二には「游徼毛尚」がみえる。

(3) 收捕…罪人などを捕らえる。「其牧守令長坐界内盜賊而不收捕者、又以畏懼捐城委守者、皆不以爲負、但取獲賊多少爲殿最、唯蔽匿者乃罪之」(『後漢書』光武帝紀下・建武十六年)、「五月不處日、种於長頼郷、收捕得汎、械毆毆擊百餘下、考問汎」(『叁』八九一)。

(4) 又・建…ともに人名と解した。【所見】引用の『壹』二九七に、「又」「根」がみえる。

(5) 部吏…「部」に所屬する吏(『漢簡語彙』)。西北漢簡では「候官が統括する、五〇十の燧からなる組織」(『漢簡語彙』)である「部」に所屬する吏として「部吏」はみえるが、「部」は、「管轄する。管轄する區域」(四簡【注】(10)参照)であり、候官の「部」に限定されない。文獻史料には、治安や訴訟等に關わる「部吏」がみられ、彼らは治安等の「部」に所屬するのであろう。「嘗爲部吏所侵、結客殺之」(『後漢書』祭遵列傳)、「自今彊盜爲上官若它郡縣所糾覺、一發、部吏皆正法(李賢注。部吏謂督郵・游徼也)」(『後漢書』陳寵列傳・陳忠)、「中材以上、皆議曲直之辨、刑法之理可。郷亭部吏、足以斷決、使無怨言」(『潛夫論』愛日)。五一廣場簡には賊捕掾等にひきいられ捜査に従事する「部吏」がみられ、文獻史料の例と共通する。「書到、掾將部吏、掩廋少文舍、求捕順」(『柒』二六七七)、「移書外部掾熹・賊捕掾宮等檢將部吏」(『柒』二

六九二)。陳寵列傳の「部吏」について、李賢は督郵や游徼を言うとするが、本簡の「部吏」も【注】(2)の游徼毛尚等を指すのであろう。一方、「吏を部す」と解すべき例もある。八四簡【注】(5)参照。しかし、ここでは「皆匿不言」の主語であるため、「部吏」は名詞と理解した。

(6) 匿不言…隠匿して報告しない。「候長候史直日迹卒坐匿不言迹」(居延漢簡 EPT51.11)。「匿」は、「かくす。かくれる」(『漢簡語彙』)。類似する「潛匿不言」は文獻にもみえる。「孫堅於興義之中最有忠烈之稱、若得漢神器而潛匿不言、此爲陰懷異志、豈所謂忠臣者乎」(『三國志』呉書孫破虜傳・裴松之注)。

(7) 書到…この文書が到着したならば。文書の常套句(『漢簡語彙』)。「延平元年三月戊寅朔六日癸未、行長沙大守文書事大守丞當謂臨湘。民自言辭、如牒。即如辭。書到、爰書聽受、麥秋考實姦詐」(『貳』六七二)。

(8) 趣…うながす。催促する。九六簡【注】(1)参照。

(9) 逐捕…追跡して捕らえる。一八〇七+八簡【注】(5)参照。

(10) 亟…すみやかに。九六簡【注】(2)参照。

(11) 考實…調査する。一簡【注】(3)参照。

(12) 處絶不言…隠匿して報告しなかった件を調査する。「處」は、審らかにする。一簡【注】(6)参照。「絶不言」は、隠匿して報告しない。【注】(6)「匿不言」と類似的表現で、ここでは「匿不言」の案件を指すと解した。五一廣場簡には、「絶匿不言」という表現がみえる。「郁以盜賦受所監賊皆二百五十以上、絶匿不言。逐捕周、不圍盜賊。不承用詔書不敬。數罪」(『貳』四五四+四六五+五四四)、「税官言。捕得蘭魚者張武・李衆、以付都亭長薛邯、絶匿不言、願部吏考姦詐解書」(『伍』一八五六+一八七八)。次の

「蒙絶不言」も類似する。「廷書曰、故賊捕掾殷宮等逐捕鬪傷鄉佐區輔賊李高・張巷等、蒙絶不言。何□高・巷等所犯無狀、咎在□
 鬪不以爲意」(『伍』一七八三+一八五五)。「絶」には、「止」(「子反之爲人也嗜酒、甘而不能絶於口、以醉(高誘注。絶、止也)」[呂氏春秋「權勳」や、「除」(「絶殷周之衰也(顔師古注。絶、謂除其惡政也)」[漢書「匡衡傳」の意がある。情報をとどめて表に出さないということ、で、「匿」や「蒙」(「おお。つつむ」[漢簡語彙])と共通した意味を持つのではないか。

【所見】

「又」等が「根」を殺害したと解した。共通する人名は、「又・子・斗・配・耐・曾・予・邯・永・怙等十三人、倍奴、謀殺主。三人以上相與功盜爲群盜。謀祠而誅詛共殺人。強盜賊百錢以上。根本造計謀。皆行……」(『壹』二九七)にみえる。本簡は「禱祠」に關わる事件であり、『壹』二九七も「祠而誅詛」の事件である。

二三〇簡(②:124) 232 × 3.3cm 木質

【釋文】

A面…

永初元年正月癸酉朔廿日壬辰東 部勸農賊捕掾遷游微尚駟 望亭長

〓〓范(1)叩頭死罪敢言之(2)

廷書(3)曰言男子吳輔鬪傷(4) 弟妻靡亡逐捕(5)有書(6) 輔以微

〓〓辨(7)賊傷靡所犯無(8)

B面…

東部勸農賊捕掾黃遷名印

正月 日 郵人以來 史 白開

【訓讀】

永初元年正月癸酉朔廿日壬辰、東部勸農賊捕掾の遷・游微の尚・駟望亭長の范、叩頭死罪して敢えて之を言う。廷書に曰く、男子の吳輔、弟の妻の靡を鬪傷し、亡げ、逐捕するを言うは、書有り。輔、微辨せらるるを以て靡を賊傷し、犯す所無……(A面)

東部勸農賊捕掾の黃遷の名印。正月 日、郵人、以て來る。史 白して開く。(B面)

【現代語譯】

永初元年(安帝、一〇七年) 正月癸酉朔廿日壬辰、東部勸農賊捕掾の遷・游微の尚・駟望亭長の范が叩頭死罪して申し上げます。廷書に「男子の吳輔が弟の妻の靡を鬪傷し、逃亡し、追跡調査して捕らえる件について(遷らが)報告してきたことには文書がある。輔はわずかにとがめられたことで靡を賊傷し、犯行は不届きである……」とありました。(A面)

東部勸農賊捕掾の黃遷の名印。正月 日、郵人が持参した。史のが申し上げて開封した。(B面)

【注】

(1) 東部勸農賊捕掾遷・游微尚・駟望亭長范…三名の官職名+諱。

「勸農賊捕掾」は、「賊捕掾」に同じ。[章二〇二三] 参照。賊を

捕らえることをつかさどる屬吏。一二七簡【注】(1) 参照。「游

微」は、縣に屬し、見回りや盜賊の取り締まりを職務とする。一

二八簡【注】(1) 参照。「亭長」は、亭におかれ、治安に關わる

吏。三簡【注】(3) 参照。すべて縣の吏で、治安に關わる。賊捕

掾・游微・亭長の三者が連名で發信する「敢言之」文書として

は、『叁』一二八六+九九六、『肆』一六七二、『陸』二二七二等有

ある。「遷」は、背面の印の記載から「黃遷」であることがわかる。賊捕掾の遷は、『叁』一〇〇三、『肆』一二七六、『肆』一

六二四、『陸』二四四二にもみえ、特に『陸』二四四二は、「勸農賊捕掾黃遷・游徼毛尚、及□」というように、本簡と同じく游徼の毛尚との連名である。游徼の「尚」はこの他、『叁』一九三に、「東部游徼毛尚」とみえる。また駟望亭長范は『伍』一九二七に、亭長の熊范は「尚」と連名で『捌』三三三三にみえる。

(2) 叩頭死罪敢言之…上行文書の發信、および書き止めに用いられる文言。一簡【注】(9)参照。「敢言之」の下に一・二文字分程度の空白をのこしており、意圖的に「廷」を行頭に配置する平出の改行であることを示す。八八簡【注】(2)・一一八簡【所見】・一二八簡【注】(2)参照。

(3) 廷書…縣廷からの文書。「卅一年六月壬午朔庚戌、庫武敢言之。廷書曰、令史操律令詣廷讎。署書到、吏起時。有追。●今以庚戌遣佐處讎。敢言之」(里耶秦簡八一七三)、「其月不處日、廣被廷書、逐捕順」(『陸』二二八九)。

(4) 鬪傷…たがいに争って相手を傷つける。「鬪」は、相互に敵意をもつて暴力をふるう。八七簡【注】(2)参照。

(5) 逐捕…追跡して捕らえる。一八〇七+八簡【注】(5)参照。

(6) 言…有書…と報告していたことについては文書がある。…の件は報告文書を受け取っている。過去の報告書を引用し、引用の終わりまでを示す。「言」は、報告する。申し上げる。申請する。

一二九簡【注】(2)参照。「有書」は、「…については文書に記している。…についての由。文書において引用の締め括りとして確認、強調をしめす常套句」(『漢簡語彙』)。文書による報告・連絡を受領していることを意味し、續く指示命令を導く根據となった報告文書が存在を強調した表現であろう。「(朱)博口占檄文曰、府告姑幕令・丞。言賊發不得、有書。檄到、令・丞就職、游徼王

卿力有餘、如律令」(『漢書』朱博傳)、「廷書曰、言男子李多斫傷梁生、捕得、有書。書到、趣考實辯狀」(『柒』二六三一)、「臨湘言、攸右尉謝栩與賊捕掾黃忠等、別問儼趙明宅者完城旦徒孫詩、侄立。(略)逐捕名李光・陳常等、自期、有書」(『選擇』一一七(3:285))。[宮宅潔二〇一八]参照。本簡では「言」の主語である過去の報告文書の報告者名がみえない。遷等の報告を引用しており、自明ゆえに省略したと考えられる。

(7) 微辨…わずかにとがめる。「其過失、可微辨而不可面數也」(『禮記』儒行)、「考實有書。案□以微辨賊殺□」(『肆』一六八八)。「辨」は、區別する。ただし。「樂師辨乎聲詩(注。辨猶別也、正也)」(『禮記』樂記)。

(8) 所犯無…用例から、「所犯無狀」と續くと考えられる。「案非・當等、所犯無狀」(『伍』一七七四+二一六〇+一七五八+二二九二)。「無狀」は、不屆きである。八七簡【注】(9)。

【所見】

兩行簡を使用した「敢言之」上行文書冊書の冒頭簡である。背面の記載については、八八簡参照。

固有名詞が共通していることから關聯すると考えられる簡に、兩行簡『叁』一〇九五、君教木牘『柒』二六四七がある。

二一七一+五七八〇+一一三三簡 (3:268-2+291-46+2:125) *一一

三二二『選擇』二〇 一一七一 62×3.1cm、五七八〇 未公開、
一一三三 118×3.1cm 木質

【釋文】

食共飲食盡其月廿七日宏(1)遣 本(2)迎南(3)入縣(4)俱止寺
|| 舍(5)其月 不處(6)日脩與种勤牧眞傳种

赦國珍・紆・凌・寶等(7)十二人俱檢(8) 錢千卅二令達(9)於市市牛肉廿
 〓〓斤 彖肉(10)十斤 鯨(11)五斤復從石(12)沽(13)

【訓讀】

……食、共に飲食して盡く。其月廿七日、宏、本を遣わして南を迎え
 縣に入れ、俱に寺舎に止む。其の月不處日、脩、種・勤・牧・眞・傳
 種・赦・國・珍・紆・凌・寶等と十二人、俱に錢を檢(あつ)むるこ
 と千卅二、達をして市に牛肉廿斤・彖肉十斤・鯨五斤を市(か)わし
 む。復た石從り……を沽(か)い……

【現代語譯】

……食、ともに飲食しておりました。同月の二十七日、宏は本を遣
 わして南を迎えて縣に入らせ寺舎にとどめました。同月不詳の日、脩
 は種・勤・牧・眞・傳種・赦・國・珍・紆・凌・寶等と十二人で、一
 緒に錢を出し合うこと一〇三二錢で、達を市で牛肉二〇斤・豚肉一〇
 斤・鯨五斤を購入させました。また石から……を購入……

【注】

(1) 宏…左倉曹史の朱宏のこと。この事件の主たる取り調べ対象者。

「左賊。永元十六年十二月、左倉曹史朱宏・劉宮、卒張石、男子

劉得本」(『壹』三五〇)、「從掾位惺言。考實倉曹史朱宏・劉宮臧

罪竟解書。十二月七日到」(『壹』三六七)。

(2) 本…鬼薪の刑徒の魯本のこと。「黃達・番建・鬼新魯本、節訊宏
 妻南等」(『壹』三三三+三三四)。

(3) 南…朱宏の妻の南のこと。「黃達・番建・鬼新魯本、節訊宏妻南
 等」(『壹』三三三+三三四)。

(4) 縣…ここでは縣の官衙を指すのであろう。縣城内を指す場合もあ
 る。「我旦日暮當出。明日暮時事畢。董從縣出歸主人、蘇到舍」
 (『貳』四〇八)、「今月十五日、曉復詣縣自言」(『肆』一四九〇)。

「潒陽鄉民多解止橫溪、入縣輸租、或夜出縣歸主人。恐姦猾昏夜
 爲非法、姦情難知」(『伍』一七九二)。

(5) 寺舎…「役所内の宿舎」(『漢簡語彙』)。「進幸汝南南頓縣舎、置酒
 會、賜吏人、復南頓田租歲。父老前叩頭言、皇考居此日久、陛下
 識知寺舎(李賢注。風俗通曰、寺、司也。諸官府所止皆曰寺。光武嘗
 從皇考至南頓、故識知官府舎宇)」(『後漢書』光武帝紀下・建武十九
 年)、「脩・種・眞等曰、持少禮、賀新婦入寺舎也」(『壹』三〇
 一)。

(6) 不處…「不明」「不詳」「某」の意味。一八〇七+八簡【注】(7)
 參照。

(7) 脩、與種・勤・牧・眞・傳種・赦・國・珍・紆・凌・寶等…この
 事件の關係者で、髡鉗と完城旦の刑徒たち。合計一二名となる。
 『壹』三四七には、本簡にみえない四名を含め、一六名が姓名で
 列擧される。「輒收宏及史劉宮、知狀廷門卒張石、髡鉗徒何脩・
 王種・李牧・黃勤・屈赦・桓眞・傳種・侯寶・廖國・宋珍・張
 閏・哆右・鄧彤・袁歆、完城旦徒周紆・徐凌」(『壹』三四七)。
 「楊小亮二〇二二」九九頁が指摘するように、「傳種」のみ姓名で
 あるのは、「王種」と區別するためであらう。

(8) 檢…整理者は「檢」と釋讀していたが、圖版、および關聯簡
 「脩・種・國等相賦檢、沽酒」(『壹』三六一)により改めた。「檢」
 は「斂」で、「あつめる。いれる」(『漢簡語彙』)。「軍中分財物不
 均、衆悲恨、欲反攻諸劉。光武斂宗人所得物、悉以與之、衆乃
 悅」(『後漢書』光武帝紀上)。

(9) 達…完城旦の黃達。「輒收宏及史劉宮(略)完城旦徒周紆、徐凌、
 黃達、番建」(『壹』三四七・三三三+三三四)。髡鉗徒によつて、
 完城旦徒の黃達が買ひ物に行かされているのは、髡鉗徒と完城旦

徒とでは、行動の制限が異なるためであろうか。

- (10) 豕肉・豚肉。『壹』の整理者は「豕」を「豕」としていたが、『陸』では「豕」と釋讀する。字形と文脈からすれば「豕」であろう。「豕」は、豕（豚）。「豕、豕也」〔『說文解字』互部〕。

- (11) 鯿…なれずし。一二七簡【注】(10)参照。

- (12) 石…卒の張石のこと。「左賊。永元十六年十二月、左倉曹史朱宏・劉宮、卒張石、男子劉得本」〔『壹』三五〇〕。

- (13) 沽…酒を賣買する。「沽酒市脯、不食（疏。沽、賣也。酒不自作、未必精潔）」〔『論語』鄉黨〕、「宏・石糜穀作酒、宮俱飲、宏沽得錢三百七十、石得錢六百」〔『壹』三七九〕。

【所見】

『陸』において綴合された。「楊小亮二〇二二」九五～一一〇頁は、六六五〇簡、三四七簡、三三三+三三四簡、缺、六七四二+五九三八+三〇九一簡、二一七一+五七八〇+二三一簡（本簡）、三〇一簡、三四四簡、三七〇簡、六八二三簡、缺、三六六簡、缺、三七八簡、三六一簡、三七九簡、三六五簡、缺、三六七簡の現存一五點、缺を含め

ると合計二〇點からなる長大な冊書を復元している。連續する簡については、文脈上無理がなく、理解に説得力があるが、すべてが單一の冊書を構成していたか否かは判断しがたい。

（附記）

研究會（二〇一八～二〇二四年度）参加者は、青木俊介（清泉女子大學）・青木竜一（東京大學）・安部聰一郎（金澤大學）・飯田祥子（古代學協會）・章瀟逸（武漢大學）・鈴木直美（明治大學）・角谷常子（龍谷大學）・高村武幸（明治大學）・藤本航輔（明治大學）・宮宅潔（京都大學）・鷺尾祐子（立命館大學）である。

本稿はJSPS科研費19K01027の助成を受けたものである。

いいだ	さちい	（古代學協會客員研究員）
しょう	しょういつ	（武漢大學簡帛研究センターPD研究員）
すみや	つねい	（龍谷大學文學部特任教授）
ふじもと	こうすけ	（明治大學大學院博士後期課程退學）
わしお	ゆうこ	（本學文學部非常勤講師）